

※点線に沿って切り取り、『2018 REAL PARTNER DIARY』の該当箇所にお貼りください。

P44

(2)空き家に係る譲渡所得の特別控除  
平成28年4月1日から平成31年12月31日までに  
相続から3年目の12月31日までに、被相続人の居住  
していた家屋（マンションを除く。）を相続した相続人  
が、当該家屋を取り壊す又は耐震リフォームをする  
その他の条件のもとに売却した場合には、譲渡益から  
3,000万円を控除することができる。

← 70ミリ [原寸大] →

P67 第1号文書

【消費貸借に関する契約書】  
(例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など  
なお、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの  
間に作成される不動産譲渡契約書に係る印紙税の税率  
が軽減される。

← 70ミリ [原寸大] →

P67 第2号文書

第2号文書  
【請負に関する契約書】  
(例) 工事請負契約書、工事注文請書、請負金額変更  
契約書など  
なお、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの  
間に作成される建設工事請負契約書に係る印紙税の  
税率が軽減される。

← 70ミリ [原寸大] →